



(3) 【買付予定の上場株券等の数】

| 上場株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計   |
|----------|-------|-------|-----|
|          | (株)   | (株)   | (株) |
|          |       |       |     |
|          |       |       |     |
| 合計       |       |       |     |

5 【上場株券等の取得に関する許可等】 (8)

- (1) 【上場株券等の種類】
- (2) 【根拠法令】
- (3) 【許可等の日付及び番号】

6 【応募及び契約の解除の方法】 (9)

- (1) 【応募の方法】
- (2) 【契約の解除の方法】
- (3) 【上場株券等の返還方法】
- (4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

7 【買付け等に要する資金】 (10)

(1) 【買付け等に要する資金】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 買付代金 (円) (a)       |  |
| 買付手数料 (b)          |  |
| その他 (c)            |  |
| 合計 (a) + (b) + (c) |  |

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

8 【決済の方法】 (11)

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
- (2) 【決済の開始日】
- (3) 【決済の方法】
- (4) 【上場株券等の返還方法】

9 【その他買付け等の条件及び方法】 (12)

- (1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】
- (2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】
- (3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】
- (4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】
- (5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】
- (6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】 (13)

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】 (14)

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】 (15)

|                        |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月別                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 最高株価                   |  |  |  |  |  |  |  |
| 最低株価                   |  |  |  |  |  |  |  |

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(16)

(1) 【発行者が提出した書類】(17)

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)  
平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至  
平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 〃 の訂正報告書)を平成 年 月 日に  
財務(支)局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称  
(所在地)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】(18)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。ただし、「第2 公開買付者の状況」の「2 経理の状況」については、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第七号様式記載上の注意(53)に準じて最近3事業年度について記載すること。
- b 買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 届出者の名称

法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、「届出者の名称」の下に代表者の役職氏名を記載し、併せて代表者印を押印すること(届出者が非居住者である場合には、その代表者が署名すること)。

(3) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること)。

(4) 縦覧に供する場所

第22条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(5) 買付け等の目的

自己の株式又は投資口を取得する目的等について具体的に記載すること。

また、買付け等の後、当該上場株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。

(6) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等

- a 上場株券等が投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）である場合には、「発行済株式の総数」欄中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株（年月日現在）」とあるのは「口（年月日現在）」と、「取締役会における決議内容」欄中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「その他（）」欄中「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄中「株式」とあるのは「投資口」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と読み替えて記載すること。
- b 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。
- なお、新株予約権証券、新株予約権付社債又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。）を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下bにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式又は発行済投資口の総数については、当該新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する新投資口予約権をいう。）の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。
- c 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第156条第1項の規定により株主総会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。
- d 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得について、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する同法第156条第1項の規定による取締役会又は投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。
- e 「その他」欄には、c及びd以外の事由により自己の株式又は投資口を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- f 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。
- (7) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数
- a 買付け等の期間について定めがない場合には、「買付け等の期間」欄にその旨を記載すること。
- b 「買付け等の価格」欄には、金銭の額を記載すること。
- c 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が直前の取引における価格と著しく異なる場合には、その差額の内容も記載すること。
- d 「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った

経緯を具体的に記載すること。また、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

- e 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等の種類ごとの数を記載すること。
  - f 上場株券等が投資証券である場合には、「買付予定の上場株券等の数」欄中「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。
- (8) 上場株券等の取得に関する許可等
- 届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。
- (9) 応募及び契約の解除の方法
- a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、募集に際し上場株券等を提供させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
  - b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の3の8で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
  - c 応募に際し上場株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の上場株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 上場株券等の返還方法」に記載すること。
  - d 「(4) 上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場株券等を提供させる場合に記載すること。
- (10) 買付け等に要する資金
- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
  - b 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
  - c 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。
  - d 「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」には、預金については預金の種類別に届出日前日（銀行等の休日であるときは、その前日）の銀行等の終業時における残高等、借入金等については借入契約の内容、金額等を記載すること。
- (11) 決済の方法
- a 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
  - b 上場株券等を提供させる場合であって、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込の撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募上場株券等の買付け等をしないこととなった場合には、上場株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。

(12) その他買付け等の条件及び方法

- a 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする上場株券等の数の合計とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。
- b 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
- c 「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の12の規定の内容を分かりやすく記載すること。
- d 「(4) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。
- e 「(5) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。
- f 「(6) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

(13) 発行者の概要

- a 「(1) 発行者の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。
- b 「(2) 発行者の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業について分かりやすく説明すること。
- c 上場株券等が投資証券である場合には、「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」欄中「資本金」とあるのは「最低純資産額」と、「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と読み替えて記載すること。
- d 「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金又は最低純資産額の額及び発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。

(14) 経理の状況

- a 次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを記載すること。
  - (a) 公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。
  - (b) 公開買付者が発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第7条第3項第1号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合  
当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。

(c) (a)及び(b)以外の場合

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表(a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表)及び四半期連結損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの)(a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの))を掲げること。
- c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。
- d 上場株券等が投資証券である場合には、「(3)株主資本等変動計算書」欄の記載を省略すること。

(15) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「株価の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と読み替えて記載すること。

- a 株式又は投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。
- b 株式又は投資口が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。

(16) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

- a 「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。
- b 公開買付者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)である場合には、「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(17) 発行者が提出した書類

- a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨(当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。)記

載すること。

c 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(18) 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

法第 167 条第 5 項 8 号の規程の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。